

26監査公表第15号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成26年8月26日に福岡市長から行政監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年11月6日

福岡市監査委員 石田正明
 同 宮本秀国
 同 齋田雅夫
 同 伯川志郎

1 監査報告と措置の件数

16監査公表第7号（平成16年5月13日付 福岡市公報第5164号（別冊） 公表）分
 平成15年度行政監査（貸付金制度） ・ ・ ・ 1件

23監査公表第6号（平成23年6月30日付 福岡市公報第5840号 公表）分
 平成22年度行政監査（市立学校体育施設の市民への開放について） ・ ・ ・ 4件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

第1 16 監査公表第7号(平成16年5月13日付 福岡市公報第5164号（別冊） 公表）分 貸付金制度

監査の結果	措置の状況
<p>・民間保育施設整備資金貸付事業</p> <p>貸付事業については、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会が主体となって実施しており、市はその原資を社会福祉協議会に貸し付けている。</p> <p>貸付事業の社会福祉協議会における市民等への貸付利率は年3パーセントとなっており、ここ数年、据え置かれている。近年の民間金融機関の貸付利率の状況を考えると、この利率は高く設定されている。</p> <p>また、社会福祉協議会の要綱によると、これら貸付金に係る3パーセントの利息については、各貸付金に係る事務費に充てることとされている。</p> <p>社会福祉協議会によるこれらの各貸付に当たっては、原資の貸付者として、他の貸付利率等の状況も勘案しながら、社会福祉協議会が行う福祉目的の貸付事業の利</p>	<p>当該貸付事業については、近年利用実績がなく、また、類似する独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業や民間金融機関の融資制度も拡充されてきていることから、平成26年度をもって事業を廃止することとしている。</p>

<p>率がより適切なものとなるよう、社会福祉協議会と協議を行われたい。</p> <p>(こども未来局)</p>	
---	--

23 監査公表第 6 号 (平成 23 年 6 月 30 日付 福岡市公報第 5840 号公表)

(事務監査)

2 こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 昼間校庭解放事業の補助金支出による事業実施方法の見直しを求めるもの (こども育成課)</p> <p>平成 21 年度福岡市校庭開放運営委員会連絡会事業に対する補助金 (25,000 円) の支出事務において、各昼間校庭開放事業対象校の校庭開放運営委員会 (以下「運営委員会」という。) の事務執行において、次のような不適切な事務処理となっていた。また各学校や公民館で行った実査の結果、運営委員会への補助金支出という方法についても、次のような状況が見受けられた。従って、各運営委員会への補助金支出による事業実施方法について、見直しを行われたい。</p> <p>(ア) 平成 21 年度の運営委員会への補助金支出事務において、各事業対象校の運営委員会から提出された平成 21 年度校庭開放事業実績報告書中、実績報告書の収入金額、支出金額の内訳額が、同 20 年度の実績報告書と同じ事例が散見された。しかしながら、市所管課は具体的な内容について十分な調査、確認等を行うことなく、業務完了と認めていた。</p>	<p>教育委員会、市民局、こども未来局が連携して、学校施設開放のあり方について、助成金支出による事業実施方法の変更を含めた見直しの方向性を決定した。</p> <p>(ア) 平成 23 年度からは、事業実績報告の際に、従来、各校区で保管するよう義務づけていた領収書等の支出証明書類の写しを添付・提出させることとした。これにより、事業実績報告書類との突合を徹底し、より適正な処理に努めていく。</p>
<p>(イ) 実査した学校及び公民館において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>a 実際の委員会設置や会議開催の状況、支出内訳が、市への報告書と異なっていた運営委員会が散見された。</p>	<p>(イ) a, b</p> <p>(ア) と同様、事業実績報告に際し、領収書等の支出証明書類の写しの添付・提出を義務づけ、事業実績報告書類との突合を徹底することで、より適正な処理に努める。</p> <p>また、平成 26 年 2 月の事務担当者会議、</p>

<p>b 平成21年度の領収書等の支出に係る証拠書類一式を廃棄しており、支出内容が確認出来ない運営委員会があった。</p>	<p>平成 26 年 6 月の運営委員長会議において、不適切な支出の事例等を例示・説明し、適正な運営がなされるよう指導を行っている。</p>
<p>c 各事業対象校の運営委員会から提出された平成21年度の運営委員会名簿において委員として名前の記載されている公民館館長等に聴取を行ったところ、経理関係の業務を行っていない公民館館長等が平成21年度の校庭開放運営委員会名簿に自らの名前が記載されていることを知らない、平成21年度運営委員会の事業実績報告書に記載されている会議等に参加したことがない、また市に提出された、事業決算報告書等を含む全ての書類を全く見たことがない、という運営委員会が散見された。</p>	<p>(イ)c 地域の子どもを地域の大人が見守るとい う事業の趣旨を踏まえ、事業の監督と指導・ 助言という運営委員会の役割について、平成 26 年 2 月の事務担当者会議、平成 26 年 6 月 の運営委員長会議で説明を行っている。 今後も機会を捉えて、運営委員会の果たす 役割についての啓発を行い、運営委員会の適 切な運営に努めていく。</p>